

高知県農業労働力確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農業労働力確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、農業労働力の確保を図るため、産地全体での労働力確保のための地区内外の労働力調整、県内外からの援農者の確保の取組、農福連携の推進及び外国人材の受入れの取組、JA集出荷場での労働生産性向上及びJAの実施する広域的な労働力確保の取組、農作業ヘルパー制度の取組等の事業に要する経費について、別表第1に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助事業の内容、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 別表第1に掲げる補助事業者が、県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと及び税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、次に掲げるいずれかの変更（各号に該当しない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 補助事業に要する経費に係る補助金額の増額又は30パーセント以上の減額
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業の実施主体の変更
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、重要な変更

(遂行状況の報告等)

第8条 知事は、必要があると認められた場合は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は、必要な調査を行うことができる。

2 別表第1の(5)及び(6)の事業を実施する補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第1四半期、第2四半期及び第3四半期の末日現在において、別記第3号様式による補助金遂行状況報告書を作成し、翌月の20日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の中止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第5号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月7日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合は、前項の補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合は、第1項の補助金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合、その他知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械並びに重要な器具及び備品

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために知事が特に必要があると認める財産

2 知事は、補助事業者が、前項各号に掲げる財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は交付を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の補助金の返還を求めることができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 法令若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又は当該決定に付した条件に違反したとき。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1号から第3号まで、第10条第3項、第11条から第13条まで及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第8条関係）

補助事業の内容及び補助対象経費	補助事業者	補助率
<p>(1) 潜在的な労働力を掘り起こすために実施する農作業体験や援農ツアー、ワーケーションの開催、アルバイト募集広告の作成（インターネット等への掲載を含む。）及び外国人材の円滑な受入れのための送り出し国調査等の取組に要する経費</p> <p>(2) 県内外から援農者や外国人材を受け入れるために実施する空き家の改修（トイレの水洗化、シャワー・エアコンの設置等（補助事業者が所有又は長期間借り受けるものに限る。））*1</p> <p>(3) 農作業現場への送迎（最寄り駅及び宿泊施設等から現地まで）、農作業現場の施設の充実（簡易トイレ、休憩所等の設置）に要する経費</p> <p>(4) JA集出荷場の作業効率、労働生産性を高める取組（「トヨタカイゼン方式」の導入等）に要する経費</p> <p>(5) 広域的な労働力確保や農福連携の推進のための専任職員の配置や、研修会の開催、研修への参加及び先進事例調査の実施等による職員のスキルアップの取組に要する経費</p> <p>(6) 農作業ヘルパー制度の取組に要する経費</p> <p>需用費、旅費、謝金、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金 修繕費（空き家の改修に限る。）、備品購入費（空き家の改修に限る。） 給料等</p>	<p>市町村 JA 監理団体・登録支援機関*2</p>	<p>2分の1以内</p> <p>ただし、(2)の事業については3分の1以内（上限100万円/戸）</p>

*1：改修した空き家については、工事後、10年以上援農者又は外国人材を受け入れるために使用すること。

なお、外国人材を受け入れるための空き家の改修は、補助事業者が市町村と監理団体・登録支援機関の場合を対象とする。

*2：高知県内に拠点があり、農業分野の人材を受け入れるために(2)の事業を実施する場合に限る。

別表第2（第5条、第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。